

尾張都市計画地区計画の変更（一宮市決定）

名 称		萩原工業団地地区計画	
位 置		一宮市萩原町高木、中島、西御堂の各一部	
面 積		約15.2ha	
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	本地区は市南西部に位置し国道155号に接し、東海北陸自動車道、名神高速道路の各インターチェンジに近接しており、広域的な交通利便性や大都市への近接性といった産業適地としてのポテンシャルが高い地区であり、産業構造が転換していく状況の中、21世紀に向けた新たな産業の立地や既存産業の育成による産業の複合化を図るため造成した工業団地である。本計画は、ゆとりある街区や緑地により、周辺の環境に配慮した良好な工業環境の保全を図ることを目標とする。	
	土地利用の方針	計画的な工業用地と緑地の配置により、周辺環境に配慮した良好な工業環境の保全を図る。	
	地区施設の整備方針	本地区は、開発行為により道路、調整池及び緑地等の公共施設が配置され、これらの機能が損なわれないよう維持、保全を図る。	
	建築物等の整備の方針	建築物の用途の混在化、敷地の細分化を防止し、良好な工業団地を保全するため、「建築物等の用途の制限」及び「建築物の敷地面積の最低限度」を定める。 また、地区の景観、周辺の環境に配慮した建築物が建築されるよう「壁面の位置の制限」を定める。	
	その他当該地区の整備・開発及び保全に関する方針	ゆとりと潤いのある工業団地の環境を保全するため外周に緩衝緑地帯を配置する。	
地区整備計画	建築物に関する事項	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1. 工場（建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）別表第2（ぬ）項第3号8の3、13及び13の2並びに（る）項第1号で定めるものを除く。） 2. 流通業務施設（法別表第2（る）項第2号で定めるものを除く。） 3. 前2号の建築物に付属するもの（法別表第2（る）項第2号で定めるものを除く。）
		建築物の敷地面積の最低限度	3,000㎡
		壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から緩衝緑地帯に接する道路境界線までの距離は15.0m以上、その他の道路境界線までの距離は2.0m以上でなければならない。 ただし、守衛室などの用途に供し、軒の高さが2.5m以下で、かつ、後退距離の限度に満たない部分の床面積の合計が5㎡以内の建築物又は建築物の部分を除く。
	土地利用の制限に関する事項	緩衝緑地帯の幅員	15.0m
		緩衝緑地帯の保全に関する制限	緩衝緑地帯は、その用途以外に利用してはならない。また緩衝緑地帯の樹木は伐採してはならない。ただし、次に掲げる行為はこの限りではない。 1. 非常災害のため必要な応急措置として行う行為。 2. 除伐、間伐、整枝等樹木の保育のために通常行われる樹木の伐採。 3. 枯損した樹木又は危険な樹木の伐採。 4. 仮植した樹木の伐採。 5. 測量、実地調査又は施設の保守など通常の管理行為のための必要最小限やむを得ない樹木の伐採。